



2019年3月26日

Chi-X Japan PTS での信用取引の取扱いについて

去る3月18日に、金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針の一部改正が2019年4月1日より適用される旨 [金融庁から発表](#) がありました。また、3月19日には、PTS 信用取引の導入に係る改正規則が株式等の決済期間の短縮化(T+2 化)の実施日(2019年7月半ば予定)より施行されるべく、[日本証券業協会\(JSDA\)において承認](#) されました。

これで PTS での信用取引解禁に向けての制度が整備されたこととなりますが、弊社 PTS で実際に信用取引を取り扱うためには、引き続き各関係者間のご協力が前提になり、下記大まかなスケジュール感をご案内いたします。

1. 弊社 PTS において信用取引を取扱うための変更認可手続き(2019年4月~6月)
2. 日本証券金融株式会社における事務およびシステムの対応準備(2019年7月)
3. JSDA 規則の施行(2019年7月)
4. 信用取引を発注する証券会社の対応準備(2019年7月以降)

なお、信用取引の解禁にあたって弊社 PTS では、上記変更認可取得を前提として、全ての信用取引(「PTS 制度信用取引」、「PTS 一般信用取引」)を、全参加証券会社から受注できる予定となっています。

また、PTS 信用取引取扱規則やシステム仕様書の改訂版は、ご準備ができ次第ご案内いたします。

信用取引の主体は個人投資家で、個人投資家を主なユーザーとする証券会社の弊社 PTS への接続の進捗次第ではありますが、2019年秋以降は、これまでの何倍もの個人投資家のご注文が弊社 PTS に流入することで、より多様な参加者が取引をする場としてチャイェックスが成長していくものと期待されます。

引き続き、皆様のご支援とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上